

令和5年6月28日

図書館友の会全国連絡会 御中

総務省

貴会におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

令和5年5月30日付け文書にていただきました「地方自治を支える公立図書館の振興を求める要望書」につきまして、以下のとおりお答えいたします。

○ 要望事項1及び要望事項2

総務省では、これまで、指定管理者制度の状況について把握するため、定期的に公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査や地方自治体の担当者を対象としたヒアリングを実施してきており、その中で、開館時間の拡大や入館者の増加、施設の稼働率向上等につながったとの声等を伺ってきております。

また、平成22年通知以降も、例えば、大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した運用や、新型コロナウイルス感染症や原材料価格、エネルギーコスト等の上昇への対応について、地方自治体に対し助言しております。

なお、総務省は、指定管理者制度の所管省庁であり、特定の施設に限って結果を公表することは、考えておりません。

○ 要望事項3

地方自治体においては、公の施設に求める公共サービスの水準をどのように考えるか、その水準を達成するために必要な費用を誰がどのように負担するのか等、公の施設のあり方を十分に議論する必要があると考えます。

指定管理料の設定にあたっては、地方自治体が公の施設に求める公共サービスの水準の確保ができるよう、労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がされるようにすることを含め、地方自治体と指定管理者の間で十分に協議した上で定めることが重要であると考えております。

○ 要望事項4

個々の職にどのような職員を任用するかについては、各地方公共団体において、対象となる職の職務の内容や責任などに応じて、「任期の定めのない常勤職員」や「臨時・非常勤職員」などの中から、適切な制度を選択していただくべきものと考えています。

以上